

平成18年12月5日 経済産業省 原子力安全・保安院

## 東京電力(株)福島第一原子力発電所第1号機における 検査データの改ざんについて

東京電力(株)が、同社福島第一原子力発電所第1号機の復水器出口海水温度に関してプロセス計算機の点検をしたところ、データの改ざんが確認されました。本件について、原子力安全・保安院は、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉等の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)に基づき、今回の改ざんが行われた事実関係、原因、再発防止対策及び同様の事例の有無について調査を行い報告するよう指示しました。

当院としては、報告徴収の結果に基づき、厳正に対処します。

## <u>1.</u> 経緯

- (1) 東京電力㈱(以下「東京電力」という。)は、同社の柏崎刈羽原子力発電所 第1号機及び第4号機の復水器出口温度において不適切な処理を行っていたと して、本年11月30日に公表しています。
- (2)原子力安全・保安院(以下「当院」という。)は、全電力会社に対し、同日 (11月30日)に「発電設備に係る点検について」を指示したところです。
- (3) これを受けて東京電力が調査を実施していたところ、12月1日に、福島第一原子力発電所第1号機の復水器出口海水温度のプロセス計算機について、演算処理の過程に不適切な取り扱いを確認しました。
- (4) 当院は、東京電力から、福島第一原子力発電所第1号機の使用前検査及び定期検査において不適切な取り扱いがなされていた測定値が用いられていたとの報告を受けました。

## 2. 原子力安全・保安院の対応

当院としては、福島第一発電所1号機の復水器出口海水温度を1℃下げるという 改ざんが行われたことについては、使用前検査及び定期検査においては測定値が安 定していることを確認していることから、これらの検査結果の判定に影響しないこ とを確認しています。

しかしながら、発電施設の安全確保について第一義的な責任を有する事業者において、データ改ざんはあってはならないものであり、電気事業法第106条第1項及び第3項並びに原子炉等規制法第67条第1項に基づき、次の事項について報告を行うよう指示しました。

(1) 今般確認された福島第一原子力発電所第1号機におけるデータの改ざんについて、その事実関係、根本的な原因及び再発防止対策を平成19年1月11日

までに報告すること。

(2)東京電力の発電設備に関し、電気事業法及び原子炉等規制法に基づく検査(使用前検査、定期検査、定期事業者検査、保安検査等の法定検査)に関するデータ処理における改ざんの有無(有の場合にあっては、その内容を含む。)について平成19年1月31日までに報告すること。

当院としては、報告徴収の結果に基づき、追加点検の指示等を含め、厳正に対処します。

【本発表資料のお問い合わせ先】

原子力安全・保安院

原子力発電検査課 根井、前川

電話:03-3501-1511(内)4871

03 - 3501 - 9547

電力安全課 成瀬、村上

電話:03-3501-1511(内)4921

03-3501-1742

## 経 済 産 業 省

平成 18·12·05 原第 1 号 平成 1 8 年 1 2 月 5 日

東京電力株式会社 取締役社長 勝俣 恒久 殿





検査データの改ざんに係る報告徴収について

今般、福島第一原子力発電所第1号機において、使用前検査、定期検査及び定期事業者検査に用いる復水器出口海水温度の測定値に関し、改ざんされたデータが用いられていたことが確認されました。

このため、貴社に対し、電気事業法(昭和39年法律第170号)第106条第1項及び第3項並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第67条第1項に基づき、下記のとおり報告するよう指示します。

記

- 1.今般確認された福島第一原子力発電所第1号機におけるデータの改ざんについて、その事実関係、根本的な原因及び再発防止対策を平成19年1月11日までに報告すること。
- 2. 貴社の発電設備に関し、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく検査(使用前検査、定期検査、定期事業者検査、保安検査等の法定検査)に関するデータ処理における改ざんの有無(有の場合にあっては、その内容を含む。)について平成19年1月31日までに報告すること。